

第5 砂 防



沢戸 急傾斜地崩壊対策工事（都留市）

第5 砂 防

1 砂防の現況

本県の砂防事業は、日本最古の歴史を有し、明治14年全国に先がけて県単独費をもって市之瀬川（旧櫛形町）に砂防工事が行われている。本県の災害史をひもとく時、そこに綴られているものは、土石流との闘いであり、釜無川における武田信玄公の治水工事の遺跡を見るにつけても、いかに本県が地形的にも砂防を必要としているかが伺われる。

明治16年には、富士川流域の釜無川、笛吹川において内務省直轄砂防工事が施工されるようになり、明治30年砂防法が制定されるにいたり国庫補助の途が開かれ、本県では同34年大柳川外7河川で国庫補助砂防工事が始められた。それ以来、補助事業も次第に全県的に施工されるようになった。

昭和34年災害を契機に、山梨県砂防課の設置と、翌年の35年には本県に建設省富士川砂防工事事務所（現、国土交通省富士川砂防事務所）が設置され、早川流域、釜無川上流地域において直轄砂防工事が本格的に施工されている。また、平成30年度から富士山火山噴火対策として国土交通省富士川砂防事務所で行われている。

県民誰もが、安心して暮らせる災害に強い強靱な県土づくりに向けて、土砂災害を防止するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の砂防工事を実施すると共に、土砂災害警戒区域等の周知徹底や防災知識の普及啓発、市町村の警戒避難体制の確立に向けての指導、協力等を実施し、ハードとソフトを併せた総合的な土砂災害対策を推進している。

水系別砂防指定地一覧表

令和5年3月31日現在

水 系 別		溪 流 数	箇 所 数	面 積 (ha)
一 級 水 系	富 士 川	853	1,241	17,643.68
	相 模 川	304	386	1,456.68
	多 摩 川	24	33	262.77
	富 士 山	1	2	17.94
	計	1,180	1,660	19,375.03
二 級 水 系	精 進 湖	3	3	5.20
	西 湖	6	9	18.71
	本 栖 湖	0	0	0.00
	計	9	12	23.91
合 計		1,191	1,674	19,404.98

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域 事務所別一覧表

令和5年3月31日現在

建設事務所名 指定区分	砂防指定地箇所数	地すべり防止区域 指 定 箇 所 数	急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数	土砂災害警戒区域 指 定 箇 所 数
中 北 (本 所)	192	1	38	497 (419)
中 北 (峡北支所)	231	0	46	558 (478)
峡 東	307	1	46	1,250 (1,072)
峡 南 (本 所)	223	21	88	1,160 (894)
峡 南 (身延支所)	289	7	52	840 (545)
富士・東部 (本 所)	302	4	117	2,073 (1,843)
富士・東部 (吉田支所)	132	0	30	995 (889)
計	1,676	34	417	7,373 (6,140)

※ 土砂災害警戒区域指定は平成17年度から。()内は特別警戒区域

2 砂 防 事 業

本県は、山地面積が県土の86%を占め、特に急流河川が多く、地質も脆弱であるため、水害や土砂災害を受けやすい環境にある。また、近年、全国各地で過去最大降水量を大幅に上回る集中豪雨が記録されており、いつ災害がおきるか予測が困難な状況にあるといえる。早期効果の発現を図るため、要配慮者利用施設の保全等への重点投資を行い、危険度、緊急度、被害軽減効果等を踏まえた優先度を考慮しながら効率的・効果的な事業展開を図っている。また、ハード対策では膨大な時間と費用がかかるため、ソフト対策も総合的なバランスを考慮しながら、充実を図っていく。

- ① 近年、各地で土石流による災害が多発している現状にかんがみ、緊急性の高い溪流に対する土石流対策砂防事業を実施。
- ② 火山地域より発生する土石流、火山泥流、溶岩流による災害を防止するための対策を総合的に実施する火山砂防事業を実施。
- ③ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う、土砂災害警戒区域等の周知及び啓発。
- ④ 土砂災害警戒情報の補足情報や住民の自主避難の参考となる情報をリアルタイムで提供・公開している土砂災害警戒情報システム等の整備を実施。

(1) 砂防事業費の推移（最近5箇年の推移）

(単位：千円)

事業名	30	R 1	R 2	R 3	R 4
通常砂防事業	2,310,595	3,248,356	4,693,155	3,364,510	4,409,733
火山砂防事業	647,055	716,800	948,425	773,850	925,050
土砂災害情報相互通報システム整備事業	53,805	9,495	18,990	63,000	18,900
災害関連緊急砂防等事業	205,485	—	—	—	—
公共事業計	3,216,940	3,974,651	5,660,570	4,201,360	5,353,683
砂防事業	122,538	874,816	1,319,696	1,800,148	1,683,114
砂防維持修繕	193,002	193,002	167,470	270,220	256,388
通常砂防受託事業	22,839	33,920	21,200	7,141	13,454
県単独事業計	338,379	1,101,738	1,508,366	2,077,509	1,952,956
国直轄事業費負担金	1,141,426	1,659,339	1,377,353	1,160,827	1,043,202
合計	4,696,745	6,735,728	8,546,289	7,439,696	8,349,841

3 地すべり対策事業

本県の地すべり対策事業は歴史が古く、地すべり等防止法が制定される昭和33年以前より市川三郷町（旧六郷町）市の坪において予備調査を行っていた。昭和34年度からは国庫補助事業が創設され、糸魚川構造線を有し地すべり地域が集中している峡南地域を中心に本格的な対策工を実施している。現在までに地すべり防止区域指定箇所は34箇所、指定面積691.62ヘクタールに及び一級河川富士川や第一次緊急輸送道路である国道52号をはじめとする公共施設や人家など、いのちとくらし、地域経済を支える事業を実施している。

(1) 地すべり防止区域指定箇所

令和5年3月31日現在

位 置	防 止 区 域		
	区 域 の 名 称	指 定 年 月 日	指 定 面 積 (ha)
西八代郡 市川三郷町 落居	市 の 坪	S 34. 10. 12 S 47. 12. 20	5.72 3.52
南巨摩郡 富士川町 柳川・十谷	柳 川	S 37. 2. 26	21.89
南巨摩郡 南部町 中野・本郷 南巨摩郡 身延町 横根・光子沢	南 沢	S 37. 5. 19 S 51. 4. 12	48.96 69.41
南巨摩郡 富士川町 十谷	西 沢	S 41. 8. 18 H 9. 2. 28	15.00 3.72
南巨摩郡 身延町 横根 横根中・光子沢	境 沢	S 44. 11. 26 H 4. 3. 12	13.00 12.00
西八代郡 市川三郷町 楠甫	楠 甫	S 47. 12. 20 S 54. 6. 22	5.44 8.73
西八代郡 市川三郷町 岩間	細 田	S 51. 4. 12	7.27
西八代郡 市川三郷町 落居	湯 の 岡 台	S 51. 4. 12	19.40
南巨摩郡 南部町 塩沢	塩 沢	S 51. 4. 12 H 2. 3. 31	11.21 2.49
南巨摩郡 身延町 清子	清 子	S 52. 6. 7	67.73
南巨摩郡 南部町 大和・塩沢	大 和	S 53. 4. 24 H 24. 3. 29	40.30 6.06
西八代郡 市川三郷町 岩間	加 入 道	S 53. 4. 24 H 2. 3. 31	46.61 8.80
山梨市 切差	戸 市	S 53. 4. 24	7.38
南巨摩郡 富士川町 鹿島	鹿 島	S 53. 4. 24	5.00
西八代郡 市川三郷町 葛籠沢・岩間	つ づ ら 沢	S 54. 6. 22 H 7. 7. 24	13.12 4.94
北都留郡 小菅村	小 永 田	S 54. 6. 22 H 11. 3. 23	31.41 5.72
西八代郡 市川三郷町 落居	神 有	S 61. 3. 25 H 7. 7. 24	13.15 12.64
南巨摩郡 身延町 市ノ瀬	宮 林	S 61. 3. 25	8.90

位 置	防 止 区 域		
	区 域 の 名 称	指 定 年 月 日	指 定 面 積 (ha)
西八代郡 市川三郷町 宮原	宮 原	S 62. 3. 16 H 7. 7. 24	6.43 1.31
大月市 七保町駒宮	駒 宮	S 62. 12. 19	8.00
西八代郡 市川三郷町 岩間・落居	狭 間 田	H 1. 3. 31 H 7. 7. 24	11.27 1.38
南巨摩郡 身延町 西島	西 島	H 7. 7. 24	8.72
南巨摩郡 身延町 久保	嶺	H 9. 2. 28	15.90
西八代郡 市川三郷町 葛籠沢・岩間・落居	岩 間	H 11. 3. 23 H 19. 12. 7	18.10 10.03
甲府市 湯村三丁目	湯 村	H 14. 1. 25	5.18
南巨摩郡 身延町 伊沼	伊 沼	H 14. 1. 25	6.23
上野原市 西原	藤 尾	H 14. 1. 25 R 5. 3. 17	11.60 14.11
南巨摩郡 身延町 北川	横 手	H 16. 3. 10	9.32
西八代郡 市川三郷町 落居	向 村	H 16. 3. 10	5.26
南巨摩郡 身延町 波木井	古 屋 敷	H 16. 3. 10	11.78
南巨摩郡 身延町 和田	和 田	H 16. 3. 26	5.08
大月市 賑岡町 奥山	奥 山	H 16. 3. 26	9.97
南巨摩郡 身延町 古関・北川	田 ノ 上	H 17. 6. 16	7.15
南巨摩郡 身延町 常葉	五 条	H 28. 5. 26	5.28
計	34 箇 所		691.62

(2) 地すべり対策事業費の推移（最近5箇年の推移）

（単位：千円）

事 業 名	30	R 1	R 2	R 3	R 4
地すべり対策事業	106,850	66,375	223,250	142,800	305,850
災害関連緊急砂防等事業	—	—	—	—	—
公 共 事 業 計	106,850	66,375	223,250	142,800	305,850
県単独地すべり対策事業	20,160	40,320	28,806	23,728	47,265
県単独事業計	20,160	40,320	28,806	23,728	47,265
合 計	127,010	106,695	252,056	166,528	353,115

4 急傾斜地崩壊対策事業

本県は、急峻な地形や脆弱な地質を抱えており、峽南地域や東部地域を中心に急傾斜地が多く分布している。斜面の高さが30mを超える超大斜面の割合が多いのが特徴である。昭和42年度より国庫補助事業及び県単独事業により対策工事を実施している。これまでに指定した急傾斜地崩壊危険区域は413箇所、がけ崩れ災害から人命を守るため、人家や要配慮者利用施設、避難路等を保全する事業を実施している。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業費の推移（最近5箇年の推移）

（単位：千円）

事業名	30	R 1	R 2	R 3	R 4
急傾斜地崩壊対策事業	1,075,515	1,514,189	1,872,225	2,011,675	2,161,300
災害関連緊急砂防等事業	—	—	—	—	—
公共事業計	1,075,515	1,514,189	1,872,225	2,011,675	2,161,300
県単独急傾斜地崩壊対策事業	89,600	274,620	297,920	385,128	119,189
県単独事業計	89,600	274,620	297,920	385,128	119,189
合計	1,165,115	1,788,809	2,170,145	2,396,803	2,280,489